

質問書に対する回答

(件名) 首都圏中央連絡自動車道 境高架橋 (下部工) 工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書19-2 建設副産物の活用等	コンクリート塊 (有筋) に杭頭とありますが、数量約40m ³ に含まれていないのではないのでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書19-2 建設副産物の活用等のコンクリート塊 (無筋) ・コンクリート塊 (有筋) の数量について、誤りがありました。正しくは、コンクリート塊 (無筋) が約270m ³ 、コンクリート塊 (有筋) が約60m ³ です。また、杭頭の建設副産物の種類は、コンクリート塊 (有筋) ではなく、コンクリート塊 (無筋) です。 なお、上記については交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書19-2 建設副産物の活用等 特記仕様書23-10-2 構造部取壊し工	アスファルト・コンクリート塊の数量約4m ³ とありますが、設計数量308m ² 、舗装厚5cmですので約15m ³ ではないのでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書19-2 建設副産物の活用等アスファルト・コンクリート塊の数量について、誤りがありました。正しくは、約15m ³ です。なお、上記については交付図書を訂正いたします。
4	数量計算書 境1号橋P2 境3号橋P2	構造物掘削 PA5橋脚、PA20橋脚、P21橋脚に施工基面から5m以上のC範囲があります。貴社の土木設計数量算出要領P2-6、P2-7ではC範囲はクラムシェル (0.6m ³) による掘削範囲と記載されています。PA5橋脚、PA21橋脚は1箇所当りの掘削量が100m ³ 以下ですので協議事項でしょうか。クラムシェル (0.6m ³) で掘削する場合は別途工事用機械分解組立費が必要ではないのでしょうか。ご教示下さい。	PA5橋脚、PA21橋脚の構造物掘削は、協議事項ではございません。割掛対象表参考内訳書 工事用機械分解組立費②及び特記仕様書23-22 工事用機械分解組立費②について、重建設機械 (クラムシェル) の記載がありませんでした。重建設機械 (クラムシェル) についての記載を追加いたします。 なお、上記については交付図書を訂正いたします。
6	附帯工設計図57/127 特記仕様書19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	P(H)・1・φ0.40(Sd-B)、P(H)・1・φ0.50(Sd-B)の基礎材は特記仕様書19. 再生資源及び建設副産物に再生砂の記載がありませんので、基礎材は新材を使用するのでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書19-1 再生資材の使用について、用・排水管P(H)・1・φ0.40(Sd-B)、P(H)・1・φ0.50(Sd-B)の記載がありませんでした。用・排水管P(H)・1・φ0.40(Sd-B)、P(H)・1・φ0.50(Sd-B)を追加します。 なお、上記については交付図書を訂正いたします。